

平成 21 年 12 月 16 日  
東京都地方独立行政法人評価委員会公立大学分科会決定  
平成 28 年 7 月 8 日一部改正  
平成 29 年 12 月 1 日一部改正

## 公立大学法人首都大学東京の業務実績評価に係る 法人への要望、期待等の取扱いについて（案）

東京都地方独立行政法人評価委員会公立大学分科会（以下「公立大学分科会」という。）が、地方独立行政法人法（以下「法」という。）第 78 条の 2の規定に基づき実施する、公立大学法人首都大学東京（以下「法人」という。）の業務の実績に関する評価に係る法人への要望、期待等の取扱いについては、下記のとおりとする。

### 記

~~公立大学分科会は、法人の各事業年度に係る業務実績評価を毎年度実施しているところである。  
評価の実施に当たっては、「公立大学法人首都大学東京の業務実績評価方針及び評価方法」に基づき、法人が作成し公立大学分科会に提出した業務実績報告書等を基に検証を行い評価し、その結果については、法に基づいて法人に通知するとともに、設立団体の長に報告し公表している。  
公立大学分科会では、業務実績評価を実施するに当たり、評価委員の見識に基づいた多面的な検証を行い、法人運営の改善、教育研究の質の向上に資するという見地から、法人への強い要望から期待までを一つの評価書に記載してきたところである。~~

~~この度、これを見直し、全てを評価書に記載していた法人への要望、期待等については、以下のとおり取扱うこととする。~~

#### 1 業務実績評価に記載する要望等

- 評価書に記載する評価委員会からの要望等については、各委員からの意見、ヒアリング等を基に中期計画との関連性及びその重要性、緊急性などを勘案の上記載する。
- 記載した内容については、法人から対応報告を求める。
- 法人は、中期計画及び年度計画並びに業務運営に適切に反映させるとともに、評価の結果を公表するなど、適切に対応すること。（法第 29 条、第 78 条の 2 第 7 項）

#### 2 業務実績評価とは別にとりまとめる「参考意見」

- 各委員からの少数意見等で評価委員会からの要望、期待等とならないもの（上記 1 以外）については、法第 78 条の 2の規定に基づく評価とは別に参考意見として非公式にとりまとめ、法人に提供する。
- 参考意見のとりまとめに当たっては、分科会長がその責任において各委員の意見を整理することとする。
- 参考意見を公立大学法人首都大学東京の法人運営や教育研究の質の向上に生かすため、公立大学分科会と法人との間において非公式な意見交換を行う機会を設けることとする。についても、各評価委員の見識に基づいた検証の結果であることを踏まえ、法人運営の改善及び教育研究の質の向上のため、法人内で参考とするよう通知する。

【参考】新地方独立行政法人法(平成 30 年 4 月 1 日施行。抜粋)

第 29 条 地方独立行政法人は、前条第 1 項の評価結果を、中期計画及び年度計画並びに業務運営に適切に反映させるとともに、毎年度、当該評価の結果の反映状況を公表しなければならない。

第 78 条の 2 公立大学法人は、毎事業年度の終了後、(中略)、評価委員会の評価を受けなければならない。

7 第 29 条の規定は、第 1 項の評価を受けた公立大学法人について準用する。